



藤井寺市は SDG s を推進します

藤井寺市 SDG s 取組方針

令和 2 年 9 月策定

実施目的)

SDG s が掲げる「leave no one behind」の理念のもと、公共の福祉を増進する地方自治体においても、SDG s の理念は共感できるものです。かつ、全世界の共通の目標（ゴール）として設定された、環境・社会・経済などの各分野のゴールを達成することは、公共の福祉の増進にもつながるものと考えます。

そのことにより、藤井寺市では、「公共の福祉の増進」のため、SDG s に取り組むものとし、以下には、SDG s を推進するにあたっての 3 つの基本方針を示し、その取組を進めることとします。

基本方針)

基本方針 1 SDG s の理念の理解と浸透

基本方針 2 SDG s の反映と推進

基本方針 3 SDG s を介した様々な連携と推進

●基本方針 1 SDG s の理念の理解と浸透

①藤井寺市版 SDG s 取組方針の策定と公表

SDG s の推進に向け、本市の取組方針を定めることとすることで、理念の普及やステークホルダー間の意識の共有につなげます。

②SDG s の理念の普及・啓発

市職員や市民一人ひとりが、SDG s の理念を理解し、その普及や実現に貢献できるよう、「学が場の開催等」に取り組めます。

●基本方針 2 SDG s の反映と推進

①第五次総合計画後期基本計画と SDG s の関係性の整理

第五次総合計画後期基本計画の各施策と SDG s の目標を関係付けることで、SDG s の実現に寄与しながら、市の施策を着実に進めます。

②SDG s と関連付けての市の PR

庁内の各課が今後策定する個別計画等と SDG s を関連付けることで、各業務を通して全庁的な推進につなげます。

また、市民向け広告物等今後作成する広告物全般において SDG s ロゴの記載や目標の関係付けなどを行い、SDG s の普及や関心を高めます。

●基本方針3 SDG sを介した様々な連携と推進

①SDG sを共通言語とした公民連携の推進

市政やまちづくりの各分野において、本取組方針を広く周知・共有することで、市民・企業・団体等、様々なステークホルダーとの連携を図り、地域課題等の解決に向けた取組につなげます。

用語解説

- ・SDG s : Sustainable Development Goals の略で、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDG s) の後継として、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- ・ステークホルダー : 企業、市民活動団体、機関など、まちづくりの主体となるもの、関わるものです。

